

地発1112第12号
平成21年11月12日

地方厚生（支）局長
都道府県労働局長 } 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公印省略)

開示決定等に係る法定期限の遵守徹底について

標記について、大臣官房総務課長から別添のとおり通知があったので、職員への周知徹底を図られたい。

総発 1106 第 1 号
平成 21 年 11 月 6 日

内部部局の長
大臣官房各課長 } 殿

大臣官房総務課長
(公 印 省 略)

開示決定等に係る法定期限の遵守徹底について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）第 10 条において、開示決定等は開示請求日から 30 日以内にしなければならないとされ、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは 30 日に限りこれを延長することができるかとされている。また同法第 11 条において、行政文書が著しく大量であるため、60 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りるとされている。

一方、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「個人情報保護法」という。）第 19 条及び第 20 条において、保有個人情報の開示決定等についても同様の規定がされているところである。

しかしながら、平成 20 年度の総務省が行った情報公開法及び個人情報保護法の施行状況調査においてこれらの規定が遵守されていない遺憾な事例が見られたところである。こうした事態はあってはならないことであり、貴職におかれては、改めて下記事項について取り組むことにより、開示決定等に係る法定期限の遵守について徹底を図らるたい。

なお、所管する地方支分部局及び施設等機関に対しても、本取組みを実施するよう貴職から指示願いたい。

記

- 1 開示決定等の期限に関する法令について職員への周知徹底を図ること。
- 2 審査に時間を要するなどにより開示請求日から 30 日以内に開示決定できない場合は、法に基づいた延長決定等を行うこと。
- 3 進行会議の実施や進行管理責任者の設置など、処理案件数等の状況に応じて進行管理体制の確立を図ること。

(参考)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（抄）

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 本条を適用する旨及びその理由
- 二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（抄）

(開示決定等の期限)

第十九条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第十三条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第二十条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限